

国海安第 11 号の 2
平成 18 年 5 月 17 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全基準課長
安藤 昇

船舶検査心得の一部改正について

標記について、下記の省令等に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。
また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

記

- ・ 船舶設備規程等の一部を改正する省令(平成 18 年国土交通省令第 31 号)(船舶救命設備規則の一部改正に関する部分に限る。)
- ・ 漁船特殊規程の一部を改正する省令(平成 18 年農林水産省・国土交通省令第 2 号)
- ・ 船舶設備規程等の一部を改正する省令附則第二条第九項の機能等を定める告示(平成 18 年国土交通省告示第 460 号)